

## 重要な会計方針等の記載及び貸借対照表等に関する注記

### 1 継続事業の前提に関する事項

該当なし

### 2 資産の評価基準及び評価方法

#### ①有価証券

その他有価証券

市場価格のあるもの

期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定）

#### ②たな卸資産

最終仕入原価法

### 3 固定資産の減価償却の方法

#### ①有形固定資産（リース資産を除く）

定率法によっております。但し、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）、平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次の通りであります。

建物	3年～47年
構築物	2年～45年
医療用器械備品	2年～10年
車両	2年～6年
その他の器械備品	3年～20年

#### ②無形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっております。

なお、耐用年数については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

#### ③リース資産

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しております。

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価格を零とする定額法を採用しております。

#### 4 引当金の計上基準

##### ①貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については法人税法における貸倒引当金の繰入限度額を、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

##### ②賞与引当金

職員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当会計年度に負担すべき額を計上しております。

##### ③退職給付引当金

職員の退職給付に備えるため、当会計年度末における退職給付債務を簡便法（退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法）により計算し、計上しております。

#### 5 消費税及び地方消費税の会計処理の方法

消費税及び地方消費税の会計処理は、税込方式によっております。

#### 6 その他貸借対照表作成のための基本となる重要な事項

##### ①退職給付引当金の計上基準について

前々会計年度末日の負債総額が200億円未満であることから、簡便法による期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を採用しております。

##### ②貸倒引当金の計上基準について

前々会計年度末日の負債総額が200億円未満であることから、法人税法(昭和40年法律第34号)における貸倒引当金の繰入限度相当額を計上しております。

#### 7 重要な会計方針を変更した旨等

該当なし

#### 8 資産及び負債のうち収益業務に関する事項・収益業務からの繰入金に関する事項

該当なし

9 担保に供されている資産に関する事項

①担保に供されている資産

科目	金額（千円）
土地	1,669,928
建物	2,355,421
合計	4,025,349

②担保に係る債務の金額

科目	金額（千円）
短期借入金	138,000
長期借入金 <small>（1年内返済予定を含む）</small>	1,708,633
合計	1,846,633

10 法第51条第1項に規定する関係事業者に関する事項  
該当なし

11 重要な偶発債務に関する事項  
該当なし

12 重要な後発事象に関する事項  
該当なし

13 その他医療法人の財政状態又は損益の状況を明らかにするために必要な事項  
有形固定資産の減価償却累計額 6,007,399 千円